

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について

1 趣旨

地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））を創設

2 制度の概要

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置

(1) 地域再生計画の作成

① 計画の作成主体

総合戦略を策定した都道府県、市町村

② 計画の対象事業

総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業

(2) 課税の特例の適用

計画の対象事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例が適用

(対象となる寄附の要件)

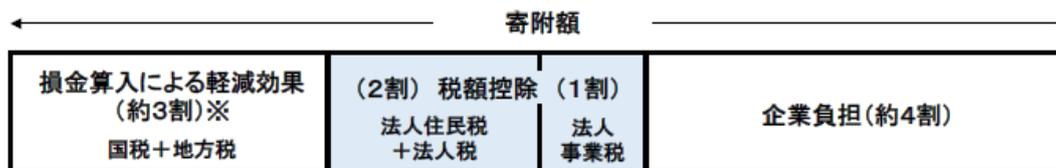
- ・ 寄附額の下限は10万円
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・ 寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

(3) 税制優遇措置の内容（地方税、租税特別措置法の改正）

寄附額の3割に相当する額を税額控除（創設）

→ 現行の損金算入による軽減効果（約3割）とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

[税制措置のイメージ]



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。